



令和 7 年 10 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

ロードレースを初観戦！

こんにちは。暑い日が続いており、最近「黒いですね」と言われることが多いです。(9月8日執筆)
なんやかんやで外に出ることが多く、仕事はインドアですが、土日はアウトドア派です(笑)

昨日、9月7日に行われた JBCF 第2回新城ロードレースに行ってみました。

ロードレースの観戦は初めてだったのですが、ロード仲間と共に朝7時に会場に集合し、すぐにロードレースのコースを試走。といっても別にレースに出る訳でもないのですが(笑)。そのコースのキツさにビビりながら、その後に走るプロの選手の早さを実感するとともに、ゴール前でのスプリントを熱をもって応援させて頂きました。



少し前に自転車の記事を上げたのですが、元々ご縁がありまして、チームユーラシア・IRC タイヤを運営している株式会社オリエンタルスポーツ様が顧問先(記事にすることはご了承済み)ということで、多少ではありますがスポンサーもしております。まだロード自体はじめてばかりなのでプロの事情に精通している訳ではないですが、競輪選手も顧問先にいらっしゃいますので、それに比べるとまだまだロードバイクの経済環境は厳しいなと感じています。

そんな中、春日井市役所の記事で「大活躍！選手とドクターの「二刀流」」という記事がありました。チームユーラシアに所属している阿曾光佑選手は、なんと春日井市民病院の現役ドクターでもあるとのこと。大谷選手のような投手と打者以上に、あまりにも分野が違うところでの二刀流に、大変驚愕しているところですが、そうせざるを得ない環境というのが大きいのでしょうか。

春日井市では、このチームユーラシアの地元プロチーム「KASUGAI ReNEW 部 KOZOJI RACING」を応援していますし、「けっ食べ！」in LIFE with CYCLING 春日井 2025(サイクリングイベント：<https://www.lifewithcyclingfes.com/>)も11月1日に開催を予定していますので、是非、地元からロードバイクを盛り上げ、選手を応援していきたいと思います！

ちなみに私もけっ食べ参加予定ですので、もし趣味で乗ってるよという方は、是非一緒にしましょう！

本店
便り

新しいメンバーが活躍中です！

文責：亀田

今月は、最近新たに入社いたしました社員をご紹介します。皆様どうぞお見知りおきを！

初めまして。7月より入社いたしました、梅村陽斗(うめむら はると)と申します。

幼いころから高校までサッカーをしておりました。今でも体を動かすことやスポーツ観戦は好きですが、漫画を読んだりゲームをしたりと、インドアな時間を過ごすことが多いです。

学生時代、簿記や会計を学んでおりましたが、実務との違いを感じることも多く、日々新しいことを学ばせていただいております。

未熟な点も多いですが、少しでも早くお客様のお役に立てるように精進してまいります。よろしくお願いいたします。

インター
店
便り

栗より芋派

文責：大脇

こんにちは🍁ここ数年、「秋」という季節はなくなっただんじやないかと思うほどに残暑が厳しいですね。秋の訪れも感じることなく、スーパーに並ぶ秋の味覚に胃袋だけが「秋」を堪能しております。ただ…サンマがここ数年高すぎて😱今や一尾 300 円！一尾 98 円で毎週のように食卓に並んでいたところが懐かしいです（トホホ）。

ところ変わって我が家の田んぼはというと…「瀬戸市有害獣類被害防止対策補助金」を活用し、イノシシ対策ばっちり！（暑い中、設置に一苦労でしたが🌧️）さあ！実りの秋！粒は大きくぷっくり育ってくれよ！



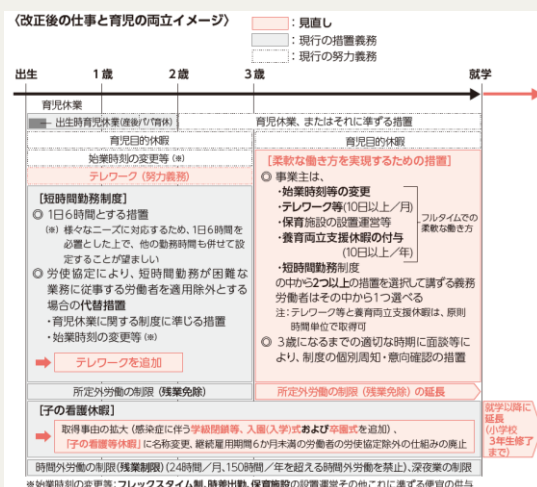
さて、3月号にて令和7年4月施行の育児・介護休業法改正ポイントに触れましたが、10月号では令和7年10月から施行の育児・介護休業法改正ポイントについてご紹介。

1 柔軟な働き方を実現するための措置等

① 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下の5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。

- ・ 始業時刻等の変更
- ・ テレワーク等（10日以上/月）
- ・ 保育施設の設置運営等
- ・ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与
- ・ 短時間勤務制度



【厚生労働省：育児・休業法改正ポイントのご案内より
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>)】

② 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として1-①で選択した制度（対象措置）に関する事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

2 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

① 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

② 聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、2-①により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

厚生労働省が去年行った「国民生活基礎調査」では、全国の子どもがいる世帯のうち母親が働いている割合が初めて80%を超え、比較ができる2004年以降で過去最高となったそうです。全国で18歳未満の子どもと母親がいる世帯は推計で888万6000世帯。このうち、母親が働いている世帯は718万8000世帯で、率にすると、おととしの結果を3.1ポイント上回る、80.9%だったそうです。さらに、18歳未満の子どもがいる母親のうち、正社員は302万8000世帯(34.1%)で前回より1.7ポイント増、非正規社員は326万4000世帯(36.7%)で1.2ポイント増のことで。

仕事と家庭(育児)が両立できるよう、法律ばかりではなく皆の意識も変わっていくといいですね。

①基礎控除の見直し

従来の一律 48 万円から、所得に応じて最大 95 万円まで段階的に控除額が増加。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額	
	改正後 ^(注1)	
	令和7・8年分	令和9年分以後
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	95 万円 ^(注2)	
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)	88 万円 ^(注2)	58 万円
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)	68 万円 ^(注2)	
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)	63 万円 ^(注2)	
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	58 万円	
		改正前
		48 万円

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
- 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
- 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
- 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

②給与所得控除の見直し

最低保証額 55 万円から 65 万円に引き上げ。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162 万 5,000 円以下	65 万円	55 万円
162 万 5,000 円超 180 万円以下		その収入金額×40%－10 万円
180 万円超 190 万円以下		その収入金額×30%＋8 万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

③特定親族特別控除の創設

19 歳以上 23 歳未満で、一定の所得範囲にある親族を扶養している場合、合計所得金額に応じて 3 万円～65 万円の追加控除を受けられます。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58 万円超 85 万円以下 (123 万円超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超 90 万円以下 (150 万円超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超 95 万円以下 (155 万円超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超 100 万円以下 (160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超 105 万円以下 (165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円以下 (170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円以下 (175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円以下 (180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超 123 万円以下 (185 万円超 188 万円以下)	3 万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

これらの改正は原則として、令和 7 年 12 月 1 日に施行され、令和 7 年分以後の所得税について適用されます。このため、令和 7 年 12 月に行う年末調整など、令和 7 年 12 月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。年末に向け再度確認、対応をお願いします。

【参考】国税庁「令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0025004-025.pdf>

行楽 日記

掛川花鳥園に行ってきました

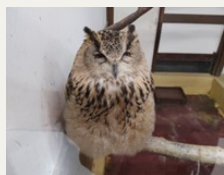
文責：松尾

娘は鳥が大好きです。自宅でもコザクラインコを飼っていてかわいがっています。
たくさんの鳥に出会える掛川花鳥園に行ってきました。

入口を入ってすぐのところに、たくさんのフクロウが展示されていて間近で見ることができます。フクロウはあまり動かないので、真ん丸の大きな目や、ふっくらとした羽に包まれた体などをじっくり観察することができ、入場した途端に娘は大興奮していました。

ペンギンや水鳥のえさやり体験の後、屋外バードショーを楽しみました。

ハリスホークやハヤブサのフライトショーでは、素早く飛び立つ姿に驚き、ヘビクイワシがヘビをキックする様子はとてもこっけいで家族で笑わせてもらいました。



屋内エリアの温室では、インコやオウムはもちろん、大型の鳥などが放し飼いの状態で飛び回っています。たくさんの鳥が温室を飛び回る様子は圧巻です。珍しい鳥を肩に乗せたり、えさをあげたり、身近に触れ合うことができる大人気のエリアです。オニオオハシという大きなくちばしの鳥が肩に止まってくれた時は、娘は怖さと嬉しさが混ざった複雑な表情を浮かべていました。



花鳥園という名前のとおりお花もきれいに飾られています。

飲食エリアでは天井からたくさんの花が飾られていて、その下で食事ができました。きっと古くからある施設だとは思いますが、とてもきれいに手入れされているように見えました。

鳥たちとたくさん触れ合うことができ、とても楽しい思い出ができました。

10 月の税務

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分) **納付期限…10月中において各自治体の条例で定める日**
- ・8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)、
2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

申告期限…10月31日(金)

臨時休業のお知らせ

11月3日(月・祝)～5日(水) ※11月2日(日)～5日(水)の4日間が連休となります。

11月6日(木)より通常営業致します。

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

無料経営相談につきまして

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。

日程を調整いたしますので、ご希望のかたは
お気軽に担当者までご連絡ください！

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒487-0023 愛知県春日井市不二ガ丘 1-38-2
TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info